

草加市情報公開・個人情報保護審査会 答申一覧

| 年度 | 答申番号 | 対象処分 | 対象公文書の名称又はその内容 | 実施機関 | 結論 | 審査会の結論(詳細はPDFファイルを参照) |
|--------|-------------------|-----------------------------------|---|----------|--|---|
| 平成13年度 | 答申第1号(平成13年8月8日) | 公文書非公開決定 | 草加市〇〇〇〇 公道 平成〇〇年〇〇月〇〇日所有権移転登記完了 草加市より売却、面積18平米 売買価格、売買に係る一切の資料 | 草加市長 | 一部取消し | 本件対象公文書のうち、買受人の印影については非公開が妥当であるが、その他の部分については公開すべきである。 |
| 平成13年度 | 答申第2号(平成14年1月22日) | 公文書非公開決定 | H11年度都市計画予定道路法線等検討業務委託事業における谷塚松原線延伸計画の松原五丁目及び旭町五丁目に係る内容 | 草加市長 | 一部取消し | 本件公開請求の対象公文書について、「3 谷塚旭町線検討報告 3—1 はじめに」(8頁)の記述部分及び図3—1谷塚旭町線位置図は公開すべきであると判断するが、その余の部分について非公開とした決定は妥当である。 |
| 平成15年度 | 答申第3号(平成15年11月7日) | 個人情報開示決定 | 平成11年度・12年度に〇〇小学校教諭〇〇〇〇その他が、同小児童から聞き取り調査した内容を示す一切の文書(平成15年3月19日(水)に異議申立人の母が〇〇小学校において教務主任と面談し、聞き取りが行われたことを確認した際、同教諭の手許にあった調査記録) | 草加市教育委員会 | 棄却 | 異議申立人の異議の申立てを棄却するのが妥当である。 |
| 平成15年度 | 答申第4号(平成16年3月3日) | 公文書公開決定 | 平成15年5月19日付け草教学第〇〇〇〇号で市内小中学校長あてに通知した「平成15年度学校経営研修会の開催について」に係る「平成15年度学校経営研修会の参加について」の市内小中学校33校分 | 草加市教育委員会 | 取消し | 公文書公開決定を取り消し、「平成15年度学校経営研修会の開催について(通知)」(草教学第〇〇〇〇号、平成15年5月19日)に係る「平成15年度学校経営研修会の参加について」の市内小中学校33校からの「参加申込書(回答書)」を本件公開請求に係る対象公文書として、草加市情報公開条例第11条第1項の規定により、改めて公文書公開決定をし直すことが妥当である。 |
| 平成19年度 | 答申第5号(平成20年2月25日) | 1、2 公文書非公開決定 3、4 公文書非公開決定(不存在) | 文書① 草加市立〇〇〇〇児童センター事業計画書の写し 文書② 草加市立〇〇〇〇児童センター業務収支予算書の写し 文書④ 仕様書第2項第7号に規定する「効率的運営を行い、管理運営費の縮減に努めること。」との項目に沿って具体的にどのような効率化を行い、管理運営費の縮減を行っているのかが確認できる資料の写し 文書⑤ 仕様書第4項第1号③オに規定する「高学年児が低学年児をいたわれるような事業」の具体的な事業名及び当該事業の収支報告書の写し 文書⑥ の2 仕様書第4項第1号③オに規定する「継続的な事業(継続して行うことで、力量の向上や習得を促す事業)」の具体的な事業の収支報告書の写し 文書⑦ の2 仕様書第4項第1号③オに規定する「廃品利用の事業(環境保全につながる事業)」の具体的な事業の収支報告書の写し 文書⑧ 仕様書第4項第2号エに基づき、管理者がどのように利用者に利用の規則と管理をあらかじめ説明しているのかが分かる資料の写し及び利用の規則の写し、利用の管理の写し 文書⑨ 仕様書第4項第4号に規定する市が必要とする報告書等の一覧の写し 文書⑩ 仕様書第4項第5号に規定する管理運営規程の写し 文書⑪ 仕様書第4項第5号に規定する運営委員会議事録の写し 文書⑫ 仕様書第4項第7号に規定する防災マニュアルの写し及び訓練の実施計画書 文書⑬ 仕様書第4項第7号に規定する危機管理に係る対応マニュアルの写し及び訓練の実施計画書の写し 文書⑮ 仕様書第4項第7号に規定する法定伝染病(感染症)の利用者の存否の実績及び法定伝染病患者(感染症患者)と判断する医学的判断基準・判断者の必要条件・能力が確認できる資料の写し 文書⑯ 仕様書第4項第7号に規定する法定伝染病患者(感染症患者)の内容が確認できる資料の写し 文書⑰ の2 仕様書第4項第7号に規定する法定伝染病患者(感染症患者)の利用者について、管理者が法定伝染病患者(感染症患者)と判断して利用の拒否を行うことが可能な法的根拠の写し 文書⑱ 仕様書第4項第7号に規定する衛生検査義務の具体的な内容が確認できる資料の写し及び事前報告書の写し | 草加市長 | 1、2 一部取消し 3、4 取り消す必要はないが、理由付記すべき。 | 1 文書①について、草加市情報公開条例第7条第2号に該当することを理由として行った非公開決定は、次の部分について非公開決定を取り消すことが妥当である。 ア 「草加市立〇〇〇〇児童センター事業計画書」のタイトルの付された書面 イ アに添付された×株式会社作成にかかる指定管理者事業計画書(以下「指定管理者事業計画書」という。)の表紙 ウ 指定管理者事業計画書1ページ(ただし、営業担当者名を除く。) エ 指定管理者事業計画書2ページ オ 指定管理者事業計画書3ページ カ 指定管理者事業計画書4ページ キ 指定管理者事業計画書5ページの「2)経営組織」にかかる部分 ク 指定管理者事業計画書6ページの「3)安定性を図るための方策」にかかる部分 ケ 指定管理者事業計画書6ページないし8ページまでの「2. 団体の経営方針と理念について(3)業務実績」のうち下記を除く部分 7ページの「3)研修所管理業務」の法人名及び施設名 「4)介護業務」の千葉県を除く法人名及び施設名 8ページの「7)寮管理給食業務」の法人名及び施設名 2 文書⑩について、本条例第7条第2号に該当することを理由として行った非公開決定は、次の部分について非公開決定を取り消すことが妥当である。 11ページ「草加市立〇〇〇〇児童センター指定管理職員雇用計画書(4月1日現在見込)」と題する書面の「報酬見込年額」の欄、及び13ページ「平成18年度草加市立〇〇〇〇児童センター収支予算書」の項目の左から縦1列及び縦2列の欄及び支出合計を除くすべての部分。 3 前記1及び2を除く文書①、②、⑩について、本条例第7条第2号に該当することを理由として行った非公開決定は、いずれも不当とはいえず取り消す必要はないと判断するが、今後、本条例第7条各号に該当することを理由として非公開決定をする場合には、適用条号を示すだけでなく、その条号に該当すると判断した理由を具体的に記載すべきである。 4 文書④、⑤、⑥の2、⑦の2、⑧(資料の写し)、⑨、⑩、⑫、⑬、⑮、⑰の2及び⑱について、不存在であること理由として行った非公開決定は、いずれも不当とはいえず取り消す必要はないと判断するが、今後、不存在であることを理由として非公開決定をする場合には、不存在の理由を記載すべきである。 |
| 平成19年度 | 答申第6号(平成20年2月25日) | 公文書非公開決定(不存在) | 文書① 児童センター内の喧嘩、いじめに関する対応マニュアル 文書② 平成18年4月1日から平成19年1月15日現在における児童センター内で発生した喧嘩、いじめ等の発生件数がわかる文書 文書③ 児童センターで発生した怪我・喧嘩・いじめの報告を受けて子育て支援課がどのように対応したのかがわかる資料 文書④ ノロウイルス・風疹・りんご病等々が発生した場合の対応方法が確認できる資料、対応マニュアル及びマニュアル通りに各児童センターが対応しているかどうかを子育て支援課が監督していることがわかる資料 | 草加市長 | 取り消す必要はないが、理由付記すべき。 | 文書①ないし④について、不存在であること理由として行った非公開決定は、いずれも不当とはいえず取り消す必要はないと判断するが、今後、不存在であることを理由として非公開決定を行う場合には、不存在の理由を記載すべきである。 |
| 平成19年度 | 答申第7号(平成20年2月25日) | 公文書非公開決定(不存在) | 平成17年4月1日から平成18年3月19日に子育て支援課が発信、受信した文書が解る文書管理台帳 | 草加市長 | 取り消す必要はないが、理由付記すべき。 | 本件公開請求の対象公文書について、不存在であることを理由として行った非公開決定は、不当とはいえず取り消す必要はない。 しかし、今後、本件事案のように法的に保存が義務付けられている文書を電子データで保管する場合には、バックアップをとるなど消失を防止する方策を十分に講じるとともに、データが消失した場合にはすみやかに復元を図るべく、「電子文書取扱いマニュアル」に従い、適切な対処をすべきである。 そして、法的に保存が義務付けられている公文書について不存在であることを理由として非公開決定をする場合は、法的に保存が義務付けられていない文書について不存在を理由として非公開決定を行う場合に比し、不存在の理由をより詳細に記載すべきである。 |

| 年度 | 答申番号 | 対象処分 | 対象公文書の名称又はその内容 | 実施機関 | 結論 | 審査会の結論(詳細はPDFファイルを参照) |
|--------|--------------------|---|--|------|------------------------------------|---|
| 平成19年度 | 答申第8号(平成20年2月25日) | 公文書非公開決定(不存在) | データ毀損から現状に至るまでの子育て支援課・自治推進課・情報推進課が当件に対してどのような対応を取ったのかが解る文書の写し | 草加市長 | 取り消す必要はない。 | 本件公開請求の対象公文書について、不存在であることを理由として行った非公開決定は、不当とはいえず取り消す必要はない。 |
| 平成19年度 | 答申第9号(平成20年2月25日) | 1 公文書非公開決定 2 公文書非公開決定(不存在) 3 公文書非公開決定 | <p>文書① 草加市立児童福祉施設指定管理者選考委員会議事録の写し</p> <p>文書② 書類審査を行ったときのY様からの提出書類のうち次に掲げる書類 ア 草加市立〇〇〇〇児童センター事業計画書一式 イ 草加市立〇〇〇〇児童センター収支予算書 ウ X株式会社 定款 エ X株式会社 平成17年度事業計画書 オ X株式会社 決算報告書及び計算書類(貸借対照表を除く。) カ X株式会社 財産目録(平成17年3月31日)</p> <p>文書③ プレゼンテーションを行ったときに配布された資料の写し</p> <p>文書④ 事業計画、事業実績、公平性、効率性、業務遂行能力について評価を行ったときの個々の項目に対する評点及びその評価基準の写し</p> <p>文書⑤ 平成18年4月1日から平成19年2月11日までの期間において業務委託先である指定管理者に対してモニタリング・評価を草加市がどの様に行ってきたかが解る資料の写し</p> <p>文書⑥ No.2 利用者や近隣住民からの苦情など内容とそれへの対応に関する情報の写し</p> <p>文書⑥ No.3 利用者の満足度に関する統計情報の写し</p> <p>文書⑥ No.4の2 日々の収入の統計情報の写し</p> <p>文書⑥ No.4の3 稼働率の統計情報の写し</p> <p>文書⑦ Y様との基本契約書の写し</p> <p>※文書①、③、④について対象外(情報コーナーで閲覧の用に供しているため)として非公開決定を行った。</p> | 草加市長 | 1、2 取り消す必要はないが、理由付記すべき。 3 一部取消し | <p>1 一部を除く文書②について、草加市情報公開条例第7条第2号に該当することを理由として行った非公開決定は、不当とはいえず取り消す必要はないと判断するが、今後、本条例第7条各号に該当することを理由として非公開決定を行う場合には、適用条号を示すだけではなく、その条号に該当すると判断した理由を具体的に記載すべきである。</p> <p>2 実施機関が、本件非公開決定において、文書⑤、⑥No.2、⑥No.3、⑥No.4の2、⑥No.4の3及び⑦について、不存在であることを理由として行った非公開決定は、いずれも不当とはいえず取り消す必要はないと判断するが、今後、不存在であることを理由として非公開決定をする場合には、不存在の理由を記載すべきである。</p> <p>3 実施機関が、本件非公開決定において、別紙文書②のアについて、本条例第7条第2号に該当することを理由として行った非公開決定は、次の部分に関する非公開決定を取り消すことが妥当である。</p> <p>ア「草加市立〇〇児童センター事業計画書」のタイトルの付された書面 イアに添付されたX株式会社作成にかかる指定管理者事業計画書(以下「指定管理者事業計画書」という。)の表紙 ウ 指定管理者事業計画書1ページ(ただし、営業担当者名を除く。) エ 指定管理者事業計画書2ページ オ 指定管理者事業計画書3ページ カ 指定管理者事業計画書4ページ キ 指定管理者事業計画書5ページの「2)経営組織」にかかる部分 ク 指定管理者事業計画書6ページの「3)安定性を図るための方策」にかかる部分 ケ 指定管理者事業計画書6ページないし8ページまでの「2. 団体の経営方針と理念について(3)業務実績」のうち下記を除く部分 7ページの「3)研修所管理業務」の法人名及び施設名 「4)介護業務」の千葉県を除く法人名及び施設名 8ページの「7)寮管理給食業務」の法人名及び施設名</p> |
| 平成20年度 | 答申第10号(平成20年4月24日) | 公文書非公開決定(不存在) | 「公文書公開請求内容の補正のお願いに対するご質問への説明等について」と題する文書の送信済みEメールの写 | 草加市長 | 取り消す必要はない。 | 本件公開請求の対象公文書について、不存在であることを理由として行った非公開決定は、不当とはいえず取り消す必要はない。しかし、少なくとも担当課長の決裁を受けて送信をするEメールに関しては、送信した事実を確認できるよう送信済みEメールをプリントアウトして保管しておくことが望ましい。 |
| 平成22年度 | 答申第11号(平成22年8月25日) | 公文書一部公開決定 | ・平成20年6月18日契約の「新田駅東口地区市街地整備事業推進業務委託」の仕様書、設計書 ・平成21年6月22日契約の「新田駅東口地区市街地整備事業推進業務委託」の仕様書、設計書 | 草加市長 | 取消し | 草加市情報公開条例第7条第5号オに該当することを理由として公開しないこととした部分は、取り消すことが妥当である。 |
| 平成22年度 | 答申第12号(平成22年8月25日) | 1及び2 公文書一部公開決定 | 新田駅東口地区まちづくり基本計画作成業務委託【報告書】平成20年3月 | 草加市長 | 1、2 一部取消し | <p>1 本件対象文書に関し、草加市情報公開条例第7条第4号に該当することを理由として行った一部公開決定のうち、次に掲げる事項を公開しないこととした部分は、取り消すことが妥当である。</p> <p>① 8ページ「2-5. 地価の状況」の図。ただし、○枠で表示された各地点の各地価の上段部分及び当該部分に関する凡例中の説明部分を除く。</p> <p>② 12ページ「4) 人口計画」の第1文、7行目、8行目及びそれにつづく市販されている刊行物から引用された表と図</p> <p>③ 14ページ「3-3. 画地・街区の設計」の1行目、「1)街区の設計」の1行目、4行目、7行目及び8行目の最初の句点までの部分</p> <p>④ 23ページ「4-1. 事業フレームの検討内容」の1行目から3行目まで、表のタイトル及び表の縦と横の項目欄の記載</p> <p>⑤ 24ないし26ページ 各図面内の図面タイトル</p> <p>⑥ 27ページ「1)施行前後の宅地価格と増進率の設定」の3行目以下全部</p> <p>⑦ 28ページ 1行目</p> <p>⑧ 29ページ 下段の表のタイトル及び表の全部</p> <p>⑨ 30ページ 下から3行目</p> <p>⑩ 32ページ 1行目、それにつづく表のタイトル及び表の縦と横の項目欄の記載。ただし、縦の項目欄のうち下から3番目の項目欄の記載を除く。</p> <p>⑪ 33ページ 1行目、それにつづく表のタイトル及び表の縦と横の項目欄の記載。ただし、縦の項目欄のうち下から3番目の項目欄の記載を除く。</p> <p>⑫ 35ページ 上段及び下段の各図の図面内の図面タイトル</p> <p>⑬ 36ページ 表の縦と横の項目欄の記載。ただし、縦の項目欄のうち下から8番目の項目欄の記載を除く。</p> <p>⑭ 37ページ「3)建物移転補償費」の1行目ないし3行目、4行目ないし7行目までの項目部分、8行目ないし10行目、及びそれにつづく図の見出しと図面内の図面タイトル</p> <p>⑮ 38ページ 上段及び下段の各図面の図面内の図面タイトル</p> <p>⑯ 39ないし42ページ 各○で囲んだ見出し番号(合計10か所)、見出し、及びそれにつづく見出しの語句の説明部分(合計13行)</p> <p>⑰ 48ページ タイトル及び表の縦と横の項目欄の記載のうち54ページの「■街路整備事業費の積算(駅前広場、新田停車場線)」の表で公開されている部分と同一の部分</p> <p>⑱ 52ページ タイトル及び表の縦と横の項目欄の記載のうち54ページの「■街路整備事業費の積算(駅前広場、新田停車場線)」の表で公開されている部分と同一の部分</p> <p>2 本条例第7条第3号に該当することを理由として行った本件一部公開決定のうち、次に掲げる事項を公開しないこととした部分は、取り消すことが妥当である。</p> <p>① 7ページ 下段の図</p> <p>② 34ページ「～ガス～」の2文目</p> |

| 年度 | 答申番号 | 対象処分 | 対象公文書の名称又はその内容 | 実施機関 | 結論 | 審査会の結論(詳細はPDFファイルを参照) |
|--------|----------------------|--|--|------|-----------------|---|
| 平成22年度 | 答申第13号(平成22年8月25日) | 1 公文書非公開決定 2 公文書一部公開決定 3 公文書非公開決定(不存在) | 1 文書① 平成14年度からの草加市と東口協議会との協議、話し合い、打ち合わせ等をした協議書、議事録のすべて。(但し、個人名、住所、役職は黒塗りをして可です。新田駅の町づくりに関するもののすべてです。) 2 文書② 平成21年度新田駅東口地区現況測量業務委託の仕様書と設計書 文書③ 平成21年度蒲生大橋接続道路予備設計業務委託の仕様書と設計書 3 文書④ 同じくXとの随意契約において、一般管理費、雑費を一般競争入札より安くしたか、していないかの回答及びその最初のXとの契約との比較を証明する書類一式。なければ両方の書類(一般管理費、雑費等を書いてある。) 文書⑤ 草加市と新田駅東口に住む個人との間に新田駅東口のまちづくりに関する協定書に類するものが有るかどうか、有ればその書類一式 文書⑥ 地域整備課の平成21年度の「まちづくりアドバイザー制度助成金」7.5万円の予算の使途と支払先を証明する書類一式 | 草加市長 | 1、2 取消し 3 妥当 | 1 文書①に関し、草加市情報公開条例第7条第5号に該当することを理由として行った非公開決定は、これを取り消し、請求対象文書を改めて特定の上、再度決定することが妥当である。 2 文書②及び③に関し、本条例第7条第5号オに該当することを理由として公開しないこととした部分は、取り消すことが妥当である。 3 妥当である。 |
| 平成22年度 | 答申第14号(平成22年11月19日) | 公文書非公開決定 | 元助役の収賄事件に関して2006(平成18)年に実施された職員課による職員の事情聴取の結果及び経過についての公文書 | 草加市長 | 妥当 | 妥当である。 |
| 平成22年度 | 答申第15号(平成23年2月7日) | 個人情報不開示決定 | 平成17年に起訴された元助役の収賄事件に関し、裁判所が証拠採用した異議申立人の検察官面前調書(供述調書)の写しで、元助役から草加市が提供を受けたもの | 草加市長 | 妥当(理由付けを除く。) | 本件開示請求に係る個人情報を開示しないこととした決定は、その理由付けの点で妥当ではないが、本件個人情報開示請求に対し不開示とした決定は、結論において妥当である。 |
| 平成23年度 | 答申第16号(平成23年5月16日) | 1 個人情報一部開示決定 2 個人情報開示決定 | 異議申立人が平成8年5月頃に申請した補装具の申請に関する書類一式 | 草加市長 | 妥当 | いずれも妥当である。 |
| 平成23年度 | 答申第17号(平成23年5月16日) | 個人情報不開示決定(不存在) | 異議申立人の補装具の申請に関する〇〇〇〇株式会社からの請求書及び納品書に記録された自己の個人情報の開示請求 | 草加市長 | 妥当 | 妥当である。 |
| 平成23年度 | 答申第18号(平成23年5月16日) | 個人情報不開示決定(不存在) | 異議申立人が補装具の申請に関する相談をした際に、草加市企画財政部コミュニティ室が作成した対応記録に記録された自己の個人情報の開示請求 | 草加市長 | 妥当 | 妥当である。 |
| 平成24年度 | 答申第19号(平成24年4月2日) | 1 公文書非公開決定 2 公文書非公開決定(不存在) | 1 文書② 平成14年度からの草加市と東口協議会との協議、話し合い、打ち合わせ等をした協議書、議事録のすべての内。新田駅東口のまちづくりを買収方式でやるか、土地区画方式でやるかをいつ決定したかの部分およびその時の決定の文面および話し合った部分の文章のいずれかおよび全部。但し個人名、住所役所。前記以外の部分は黒ぬりをして良ろしいです。 2 文書⑤ Xが下請け又は協力業者を使っている事を認めた文書のすべて。判断書、査定書その他の名目を含くみ、質的に判断下さい。 | 草加市長 | 1 取消し 2 妥当 | 1 請求文書②に関して行った非公開決定は、これを取り消し、異議申立人が主張する「買収方式で行うか土地区画整理方式で行うかについて話し合った部分」も請求対象に含まれるものとした上、別紙2の文書並びに別紙3の文書のうち番号5及び7の文書を新たに特定して、再度決定することが妥当である。 2 妥当である。 |
| 平成24年度 | 答申第20号(平成24年4月2日) | 1及び2 公文書公開決定 | 1 文書③ Cブロック、Bブロックの一部、南東の角一帯を区画整理から外した理由書、協議書、議事録に類するものすべて。 2 文書④ 市が新田駅東口のまちづくりに関して、取ったアンケート類に関するものすべて。 文書⑮ 共同化へのアンケート結果と替成者数。但し、個人名等プライバシーに関するものは除く。 文書⑯ 平成16、17、18、19、20年に行なった、市又は東口協議会が行なった、区域内の意向調査アンケート結果。氏名住所等プライバシーに関するものを除く。下水道の布設が一位になったアンケート他、すべてです。 | 草加市長 | 1 取消し 2 妥当 | 1 文書③を公開した決定は、これを取り消し、請求対象文書を改めて特定の上、再度決定することが妥当である。 2 妥当である。 |
| 平成24年度 | 答申第21-1号(平成24年7月25日) | 公文書非公開決定 | 文書⑰ 地域整備課員が出席した説明会、勉強会に類する会(新田駅東口の町づくりに関するもの)の議事ろく(東口協議会主催のものも含める)に類するものすべて。個人名等、プライバシーに関するものは除いて良い。 | 草加市長 | 取消し | 文書⑰に関して行った非公開決定は、これを取り消し、別紙3記載の文書を請求対象文書として特定の上、再度決定することが妥当である。 |
| 平成24年度 | 答申第21-2号(平成24年7月25日) | 1及び2 公文書非公開決定(不存在) | 1 文書② 平成14年度からの草加市と東口協議会との協議、話し合い、打ち合わせ等をした協議書、議事録の内、事業(新田駅東口の町づくりに関する)を区画整理で施行する事に関する話し、決定、打ち合わせの協議、議事の部分 2 文書⑤ 東口協議会の会員を市に届けているものの内、会員数(ブロック別の) 文書⑦ 同上用地(草加市立病院用地)の内、市の所有地外の土地の面積とその大体の場所 文書⑱ 新田駅東口の町づくりに関する、地域整備課内の打ち合わせの議事録に類するもの。但し、個人名等プライバシーに関するものは除いて良い。市長との間も含む。 文書⑲ 精求者の質問書に対する対応に関する回答書、議事録に関する回答書、議事録に類するもの全て。 文書⑳ 平成20年に取った、新田駅東口まちづくりの為のアンケート結果に対する、課内、市役所内の議事、協議に関する書類一式 | 草加市長 | 1 取消し 2 妥当 | 1 文書②に関して行った非公開決定は、これを取り消し、異議申立人が主張する「区画整理で施行する事に関する話し、決定、打ち合わせの協議、議事の部分」も対象文書に含まれるものとした上、別紙3並びに別紙4に記載の文書のうち番号5及び7の合計35件の文書を新たに特定して、再度決定することが妥当である。 2 妥当である。 |

| 年度 | 答申番号 | 対象処分 | 対象公文書の名称又はその内容 | 実施機関 | 結論 | 審査会の結論(詳細はPDFファイルを参照) |
|--------|-----------------------|-----------------|---|------|--------------------|--|
| 平成24年度 | 答申第21-3号(平成24年12月17日) | 1ないし3 公文書一部公開決定 | <p>1 文書⑥ 草加市立病院用地の利用計画に関する書類のすべて(検討書類も含む) 文書⑨ 東口の土地不足に対する検討書、協議書の類の書類のすべて(東口区画整理に関するもの) 文書⑩ 平成20年迄の東口町づくりに関する買収方式による施行の検討書類一式。業者に委託したのも含める。調査書、調査表に関するものも含める。 文書⑪ 新田駅西口地区まちづくり基本計画策定業務委託の契約書、仕様書、設計書等の成果品の書類一式 入札 平成17年6月9日</p> <p>2 文書④ 市が新田駅東口のまちづくりに関して、取ったアンケート類に関するものすべて。 文書⑬ 平成16. 17. 18. 19. 20年に行なった、市又は東口協議会が行なった、区域内の意向調査アンケート結果。氏名住所等プライバシーに関するものを除く。下水道の布設が一位になったアンケート他、すべてです。</p> <p>3 文書⑯ 新田駅西口地区整備計画等作成及び事業推進業務委託の契約書、仕様書、設計書等の成果品の書類一式、契約日 平成20年6月18日</p> | 草加市長 | 1 妥当 2及び3 一部取消し | <p>1 妥当である。</p> <p>2 文書④及び⑬を一部公開とした決定のうち、以下の非公開部分は取り消すことが妥当である。 (1)1ページ 下から3行目及び4行目の個人名及び電話番号以外の部分 (2)5ページ 非公開部分のすべて (3)11ページ 下から2つ目の欄 (4)12ページ 権利者意向調査結果のうち個々の権利者の意向が示されている欄の最終権利者欄のすべて</p> <p>3 文書⑯を一部公開とした決定のうち、以下の非公開部分は取り消すことが妥当である。 (1)677ページ「新田駅西口地区まちづくり説明会 マンション(ベルドゥームール)概要」4. 質疑応答」の1行目から14行目まで (2)700ページ「作業打合せの記録[第1回]No.2」「議事内容」の11行目から14行目まで (3)741ページ「作業打合せの記録[第5回]No.2」「議事内容」の17行目及び18行目 (4)751ページ 751枚目(A3判)のうち右半分の部分 (5)754ページ「作業打合せの記録[第6回]No.2」「議事内容」の最終行 (6)762ページ「別紙2」 (7)765ページ「作業打合せの記録[第7回]No.2」「議事内容」の最終行 (8)770ページ すべて (9)772ページ「作業打合せの記録[第8回]No.1」「議事内容」の1行目 (10)773ページ「作業打合せの記録[第8回]No.2」「議事内容」の1行目、2行目、8行目及び最終行 (11)785ページ「作業打合せの記録[第9回]No.3」「議事内容」の5行目及び6行目 (12)801ページ「新田駅西口地区 打合せ資料」の最終行</p> |
| 平成25年度 | 答申第22号(平成25年4月26日) | 個人情報一部開示決定 | 私にかかる、平成24年7月13日付草加市総務部職員課調査報告に関する調査書類及び決裁文書一式 | 草加市長 | 取消し | 草加市個人情報保護条例第18条第6号エに該当することを理由として開示しないと決定は、これを取り消し、(i)「第5 審査会の判断」の「2 本件不開示決定について」の「(2) 部分開示の可否について」の①ないし④の部分を開示するとともに、(ii)別紙記載の公文書目録に記載された異議申立人に係る実施機関の個人情報を、新たに本件開示請求に係る対象個人情報として特定し、開示の可否を再度決定することが妥当である。 |
| 平成25年度 | 答申第23号(平成25年12月20日) | 個人情報一部開示決定 | 私にかかわる戸籍謄抄本等交付申請書(平成25年7月9日) | 草加市長 | 取消し | 草加市個人情報保護条例第18条第2号の規定に該当することを理由として行った一部開示決定は、これを取り消し、「第5 審査会の判断」の「4 不開示情報該当性について」の「(3) 部分開示の可否」に記載したとおり、本条例第19条第1項本文に基づき、平成25年7月9日受付〇〇〇〇に係る「戸籍謄本等職務上請求書の「事件の種類、代理手続の種類及び戸籍の記載事項の利用目的」欄の手書きによる記載部分を除き、本件職務上請求書の印字部分については、開示することが妥当である。 |
| 平成26年度 | 答申第24号(平成26年9月4日) | 公文書非公開決定(不存在) | 平成26年度保育園入園案内の伺い並びに平成25年度からの変更点および変更理由に関する書類 すなわち、①『草育第〇〇〇〇号』(平成25年11月20日付)の全て ②草加市子ども未来部保育課の『平成26年度入園受付について』(平成25年11月11日付)の全て さらに、②に記載の『通勤時間が実態と異なるケースが多い』ことを把握した統計資料および(通勤時間が実態と異なる申請をした世帯は、保育園入園案内によると、虚偽の内容があった場合退園となるのだから、多くの世帯に退園勧告を行ったはずで、退園勧告に関して、保育課内部で検討したはずであるから)虚偽申請があったことによる、退園勧告に関する資料 | 草加市長 | 妥当 | 妥当である。 |
| 平成26年度 | 答申第25号(平成26年9月4日) | 公文書非公開決定(不存在) | 平成25年11月11日(月)付け草加市子ども未来部保育課による『平成26年度入園受付について』における5 点数表の見直しについて ・育児休業を取得することにより退園した者の育児休業明けの再入園申込についてにおける変更理由『育児休業取得者の増加とともに、育児休業の取得や時短勤務など取得方法も様変わりしてきており、育児明けの子育て環境が変化してきたこと』の根拠となる資料。すなわち、どのように様変わりしたかが具体的に把握できる、職員が取得した統計資料(または文章)。 (注)ここで、様変わりしたと判断するからには、統計的検定を行って解析した資料が存在すると推定できる。特に、時短勤務については申請書で保育課に申請しているわけではないので、通常業務の中で把握できないと考えられる。新聞、テレビ、インターネット等で把握した情報であるなら、具体的にどのような方法で調査したものか分からない情報であるから、信頼に足る資料ではないはずである。また、『育児休業を取得することにより退園した者の育児休業明けの再入園申込』の加点の導入時の経緯に関する書類。 | 草加市長 | 妥当 | 妥当である。 |
| 平成26年度 | 答申第26号(平成26年11月25日) | 公文書非公開決定(不存在) | ① 平成26年度保育園入園案内の草加市保育実施基準表における加算指数5の「既に兄弟姉妹が保育園に入園している」の解釈について、「既に」という文言があるにもかかわらず、「入園している」を現在も在籍していると一般に解釈できると把握できる書類 ② 平成26年度保育園入園案内の草加市保育実施基準表において、学童保育に通う小学生がいる世帯に加点するか否か検討した書類 | 草加市長 | 妥当 | 妥当である。 |
| 平成27年度 | 答申第27号(平成27年4月20日) | 公文書非公開決定(不存在) | ① 平成25年度保育園入園案内「調整指数表」加算指数の項目17が制定された平成24年から平成26年にかけて、育児休業取得者が増加したことを社会情勢から把握した書類。同じく育児休業期間の長期取得者が増えたことを社会情勢から把握した書類 ② 平成24年から平成26年にかけて、一人っ子家庭の申込者が増えたことを示す統計資料、また、再入園児の兄弟姉妹を優遇した実施基準点に賛否両論が存在することを把握した資料 ③ 異議申立人が、平成26年7月に、「市長へのEメール」で行った学童保育に通う子供がいる世帯に加点を行わない理由に関する質問に対して、回答が免除される理由(法的根拠)に関する書類 | 草加市長 | 妥当 | 妥当である。 |

| 年度 | 答申番号 | 対象処分 | 対象公文書の名称又はその内容 | 実施機関 | 結論 | 審査会の結論(詳細はPDFファイルを参照) |
|--------|---------------------|---------------------------------|---|----------|--------------|---|
| 平成27年度 | 答申第28号(平成27年4月20日) | 公文書非公開決定(不存在) | ① 平成25年度保育園入園案内「調整指数表」加算指数の項目17が制定された平成24年から平成26年にかけて、育児休業取得者が増加したことを社会情勢から把握した書類。同じく育児休業期間の長期取得者が増えたことを社会情勢から把握した書類 ② 平成24年から平成26年にかけて、一人っ子家庭の申込者が増えたことを示す統計資料、また、再入園児の兄弟姉妹を優遇した実施基準点(なお、異議申立人のいう「実施基準点」とは、調整指数表に示された「指数」を指すものと解されます。以下、引用部分を除き、「指数」といいます。)に賛否両論が存在することを把握した資料 ③ 異議申立人が、平成26年7月に、「市長へのEメール」で行った学童保育に通う子供がいる世帯に加点を行わない理由に関する質問に対して、回答が免除される理由(法的根拠)に関する書類 | 草加市長 | 妥当 | 妥当である。 |
| 平成27年度 | 答申第29号(平成27年4月20日) | ①及び② 公文書非公開決定(不存在) ③ 公文書公開決定 | ① 平成26年5月7日付け草育第〇〇〇〇号で異議申立人に対してなされた、草加市保育園入園保留処分に係る異議申立てに関する決定書の第3の4に記載されている、「幼稚園に在園している兄弟姉妹の児童が、保育園の兄弟姉妹がいる児童に比べ、保育の必要性が高いと言い切れない」ことが把握できる統計資料 ② 市役所の窓口において、市民からの質問に対する回答が免除される法的根拠となる資料 ③ 平成27年4月からの保育園申込書の作成における稟議書 | 草加市長 | 妥当 | 妥当である。 |
| 平成27年度 | 答申第30号(平成27年7月28日) | 公文書非公開決定(不存在) | 保育園入園申込時の面接における市役所面接担当者向けのマニュアル | 草加市長 | 妥当 | 妥当である。 |
| 平成27年度 | 答申第31号(平成27年7月28日) | 公文書非公開決定(不存在) | 平成26年度4月度に△△△△保育園又は□□□□保育園に入園したもので、実施基準表の点数(なお、異議申立人のいう「実施基準表の点数」とは、平成26年度保育園入園案内11頁の「草加市保育実施基準表」及び同案内12頁の「調整指数表」の合計点を指すものと解されます。以下「指数」といいます。)が4.5点のもの全員の「同一指数世帯の優先順位で満たす項目」が把握できる書類(個人情報を除く) | 草加市長 | 妥当(理由付記が必要。) | 妥当であると判断するが、本件公開請求対象公文書の不存在を理由とすべきであったと料する。 |
| 平成27年度 | 答申第32号(平成27年12月15日) | 公文書非公開決定(不存在) | ① 平成26年度から、保育園入園案内の指数調整表において、通勤時間が1時間以上の加点を廃止し、同一世帯の優先順位に変更している。平成26年保育園入園案内作成伺いの変更理由によると、客観的評価が難しいため変更したとのことだが、客観的評価が難しいのであれば、(評価不能であるのだから)同一世帯の優先順位に変更できるはずがない(すなわち論理的に破綻している)。この点につき、私は、平成26年度保育園入園保留に関する異議申立て指摘し、口頭でも指摘したが、回答が得られていない。平成27年度の保育園入園案内でも通勤時間の取り扱いについて変更がないので、この論理的破綻を説明できる根拠を市役所は有しているはずである。その根拠を把握できる書類を公開して頂きたい。(論理的に破綻しているのは、誰が見ても把握できることなので、これは個人の意見ではありません。) ② 平成26年度保育園入園案内等の作成について(伺い)で、市長の捺印なしで決裁されていることが妥当であることを把握できる書類を公開して頂きたい。(草加市事務決裁規則によると、重要なものは市長決裁を行うはずだが、軽易なものという扱いか?通勤時間加点の廃止、育休休業明け加点の廃止は、申込者の合否に極めて影響するものであり、申込者の人生にも影響するものであるため、重要なものと判断されなかった根拠となる書類を公開頂きたい。) | 草加市長 | 妥当 | 妥当である。 |
| 平成27年度 | 答申第33号(平成27年12月15日) | ①、② 公文書非公開決定(不存在) | ① 草育第〇〇〇〇号(平成26年5月7日付け)●●●●宛て決定書に記載の第3の4について、『幼稚園に在園している兄弟姉妹の児童が保育園の兄弟姉妹がいる児童に比べ、保育の必要性が高いと言い切れない』との記載から、保育園に入園を希望する『幼稚園に在園している兄弟姉妹がいる児童』が、保育園に入園を希望する『保育園の兄弟姉妹がいる児童』に比べ、保育の必要性が高いと言い切れないことが、合理的に把握できる書類。 ② 保育所料金の特例(1. 同一世帯から2人以上の児童が保育園に入園又は家庭保育室に入室している場合、保育料の低い順に2人目の児童は半額、3人目以降の児童は無料に保育料が減額されます。)が、市民の[ママ]取って平等な制度であることが把握できる書類。 | 草加市長 | 妥当 | 妥当である。 |
| 平成27年度 | 答申第34号(平成28年3月9日) | ①、② 公文書非公開決定(不存在) | ① 平成26年度の保育園入園案内の指数調整表において、草加市は、職員の感想を根拠に、項目17を削除したわけだが、職員の感想で変更した指数調整表を用いた選考が公平な選考と言える根拠書類。 ② 草加市保育課の●●係長は、2014年10月31日に、保育課職員の保育園選考に関する説明に重大な落ち度があったにもかかわらず、『言った、言わないの議論は一切聞かない。』と言い切った。言わない証拠がなくとも、草加市が誤った説明をした責任が免除されることが把握できる書類。 ③ 平成24～26年[度]の保育園入園案内において、入園の対象となる児童(保育を必要とする事由)に、『育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。』という項目がない。育児休業中であれば、病気でもない限り、自宅での保育が可能であるから、案内通り、退園していただくべきである。しかしながら、親が育児休業を取得していても、退園が必須ではなかった。退園が必須ではないことが把握できる入園案内における該当箇所 ④ 草加市保育課の●●係長によると、平成27年度保育所等入園案内の指数調整表において、番号5について、個人加算にもかかわらず、父母ともに育児休暇を取得しても、加算されるのは片方のみと説明していた。番号1については、父母ともに該当すれば、個人加算故、ともに加算されるのに、番号5のみ、父母片方にしか加算されないことが把握できる資料。 | 草加市長 | 妥当 | 妥当である。 |
| 平成29年度 | 答申第35号(平成29年6月12日) | 保有個人情報不開示決定(不存在) | 草加市防犯カメラの私に関する顔認証データ | 草加市長 | 妥当 | 妥当である。 |
| 平成29年度 | 答申第36号(平成29年6月12日) | 保有個人情報不開示決定(不存在) | 草加市防犯カメラの私に関する顔認証データ | 草加市教育委員会 | 妥当 | 妥当である。 |
| 平成29年度 | 答申第37号(平成30年3月19日) | 公文書一部公開決定 | 平成28年度自衛官募集事務主管課長会議資料の墨塗り部分 ① 自衛隊埼玉地方協力本部の編成の墨塗り部分 ② 平成27年度市町村別入隊者状況の墨塗り部分 ③ 平成27年度広報誌への掲載状況の墨塗り部分 ④ 募集相談員委嘱状況の墨塗り部分 | 草加市長 | 取消し | 公文書一部公開決定を取り消し、非公開とされた部分を公開することが妥当である。 |

| 年度 | 答申番号 | 対象処分 | 対象公文書の名称又はその内容 | 実施機関 | 結論 | 審査会の結論(詳細はPDFファイルを参照) |
|-------|--------------------|------------------|---------------------------|----------|-----|--|
| 令和元年度 | 答申第38号(令和元年12月23日) | 保有個人情報不開示決定(不存在) | 私に係る元〇〇小学校長〇〇〇〇氏へのヒアリング内容 | 草加市教育委員会 | 取消し | 保有個人情報不開示決定を取り消し、当審査会による文書の存否調査により明らかになった文書及びデータを含め、他に本件開示請求の対象となる保有個人情報が存在しないか十分に探索したうえで、それらの開示の可否について決定すべきである。 |
| 令和元年度 | 答申第39号(令和元年12月23日) | 保有個人情報一部開示決定 | 私に係る弁護士との打合せ議事録 | 草加市教育委員会 | 取消し | 保有個人情報一部開示決定を取り消したうえで、本答申の趣旨を踏まえて改めて開示の可否を決定することが妥当である。 |